

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



そろそろ暦の上では立春となりますが、まだまだ寒い日が続いております。今年に入り、新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大により、過去に類を見ない陽性者数が続いております。弱毒化により、健康被害は昨年のデルタ株ほどではないと聞きますが、それでも感染してしまうことによる日常生活への影響は未だ大きいものです。自分自身はもちろん、周囲に感染を広めないよう、感染防止対策を引き続き行っていただきますよう、お願いいたします。

技能実習事業においては、11月末より実施されていた水際対策強化措置の期限がいつまで続くのか、まだ不明なところではありますが、実習実施者の皆様へは状況の進展があり次第、随時お知らせいたしますので、今しばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。



・組合からのお知らせ

■まん延防止等重点措置を踏まえた実習実施者の皆様へのお願い(外国人技能実習機構)

現在、まん延防止等重点措置の対象地域が増加している状況が続いております。監理団体・実習実施者の皆様におかれては、上記の実施区域であるかを問わず、以下にご留意の上、引き続き、技能実習生の皆様に対する感染防止対策や生活支援策など各種支援策の周知に努めていただくようお願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染症の予防のため気をつけること

技能実習生に感染防止対策を説明する際に、各国語版の説明文書をご用意しました。右のQRコードよりPDF文書を閲覧・印刷することができます。



中文



Tiếng Việt



◆オミクロン株対策「ゼロ密を目指そう」

オミクロン株向け対策の「ゼロ密を目指そう(厚生労働省)」の文書が配布されております。下記URLより閲覧、印刷することができます。上記と合わせてご活用ください。

日本語 <https://www.mhlw.go.jp/content/000805240.pdf>

中国語 <https://www.mhlw.go.jp/content/000811759.pdf>

ベトナム語 <https://www.mhlw.go.jp/content/000811790.pdf>



■技能実習生に対する人権侵害行為について(外国人技能実習機構より注意喚起)

■人権侵害行為の内容

岡山市内の建設会社で働くベトナム人技能実習生が、職場の同僚などから2年間にわたって、繰り返し暴言や暴行を受けいたことが、外国人技能実習機への通報で明らかとなりました。

■改めて認識してほしいこと

技能実習生に対する暴行等の行為は、言うまでもなく極めて重大な人権侵害行為であり、関係法令により処罰の対象となり得るほか、外国人の人権擁護の観点からも、決して許されるものではありません。

また、各省庁及び外国人技能実習機構において、必要な調査等を随時行っております。

■お願い

実習実施者の皆様におかれましては、これを契機に、このような暴行事案等に限らず、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど人権侵害行為は、日常の無自覚な言動・行動の中でも起こり得ることに十分留意していただくようお願いいたします。

「上司と部下」「従業員同士」等、職場の関係を含め、技能実習生への人権侵害等の不適正な対応が生じていないか改めて徹底した確認を行っていただきますようお願いいたします。



■春節時期の技能実習生への指導について

技能実習生たちの母国である中国・ベトナムでは今年は「2月1日(火)」が「旧正月の元旦」にあたる日になります。(中国は「春節」ベトナムはテト「Tết」といいます)

この時期は技能実習生たちの感覚ではお祭り騒ぎの一大イベントの時期でもあります。大人数で集まり宴会をしたり、友人・親類に会うため休日に遠方へ外出するなどの行動が活発となります。

組合側でも随時指導を行ってまいります。受入れ先企業でも技能実習生に対し、新型コロナウイルス感染防止の観点からの行動の自粛を指導していただければと思います。

◆新型コロナウイルス感染防止のための指導内容

・不要不急の外出の自粛 ・都道府県をまたぐ移動を控える ・会食・宴会の自粛



■中国の技能実習生等の帰国について

1月19日より中国へ技能実習生が帰国する場合には、新たな防疫措置が必要となりました。現在帰国までに必要な手順は次のようになっています。

- ①搭乗予定日7日前のPCR検査(New)
- ②検査日から7日間の健康観察と書類作成(New)
- ③搭乗予定日の48時間(2日)以内の“ダブル検査”
- ④健康コード申請

実習実施者の皆様におかれましては、帰国前のスケジュール調整の際に、上記を考慮に入れていただきますようお願いいたします。



■技能実習生受入に必要な受入責任者メールアドレスの確認について

技能実習生入国前の手続きである「厚生労働省入国者健康確認センター指定のWEBフォームへの情報入力」を行う際に「ログインID申請」を行う必要があり、その際に

「受入責任者の連絡先メールアドレス」



が必要となっております。そのため、実習実施者の皆様に登録可能なメールアドレスをお伺いさせていただくこととなりました。

皆様のご理解とご協力のほどお願いいたします。

■入国予定者手続き状況報告

◆2021年4月入国予定 手続き状況(第63期)

20名全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「審査済証」交付申請の準備中です。(受付再開待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2021年9月入国予定 手続き状況(第64期)

15名全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「審査済証」交付申請の準備中です。(受付開始待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2021年11月入国予定 手続き状況(第65期)

7名中全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「審査済証」交付申請の準備中です。(受付開始待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2022年1月入国予定 手続き状況(第66期)

技能実習計画を技能実習機構へ申請しました。20名中14名の在留資格認定証明書が交付されました。



◆2022年4月入国予定 手続き状況(第67期)

各送出し機関で実習生候補生が確保できしだい、随時WEB面接を実施中です。(受入予定14社19名)



◆2022年9月入国予定 手続き状況(第68期)

各送出し機関で実習生候補生が確保できしだい、随時WEB面接を実施中です。(受入予定5社5名)



■組合行事予定表(2022年2月)

2月7日(月)~	・組合による監査	2月18日(金)	・型枠試験 ・事前勉強会・試験随行対応
2月11日(金)	・帰国対応 5名 ・帰国前手続・PCR検査・空港送迎		